

# 施設使用料見直し方針

平成19年6月

新発田市行政改革推進本部

## 目 次

|    |                     |    |
|----|---------------------|----|
| 1  | 見直しの趣旨              | 1  |
| 2  | 見直しの基本的な考え方         | 2  |
| 3  | 見直し対象施設             | 5  |
| 4  | 見直し作業グループ           | 6  |
| 5  | 料金体系の見直し            | 7  |
| 6  | 原価の費用算定             | 8  |
| 7  | 施設ごとの公費負担割合と受益者負担割合 | 11 |
| 8  | 使用料の算定方法            | 14 |
| 9  | 激変緩和措置              | 15 |
| 10 | 減免制度                | 16 |

## 別 表

- 【別表 1】 施設使用料見直し作業フロー
- 【別表 2】 施設使用料見直しスケジュール
- 【別表 3】 施設使用料見直し 施設一覧表
- 【別表 4】 施設使用料見直し作業グループ
- 【別表 5】 施設使用料見直し 施設性質別分類

# 1 見直しの趣旨

新発田市には、多種多様な公の施設<sup>注1</sup>が設置され、市民の貴重な財産として日々利用されている。一方、これらの施設には維持管理費用がかかり、利用者からの使用料<sup>注2</sup>と市民からの税金によって賄われている。

使用料の設定にあたっては、「利用する人」と「利用しない人」の立場を考慮した、市民間の公平性を踏まえる必要がある。

利用者がどこまで負担すべきか、市民が納める税金でどこまで補うべきかについて、基本的な考え方を整理することが求められる。

そこで、どのような負担のあり方が適切かについて、市民の理解と納得を得るため『受益者負担の原則』を基本とする。

新発田市は、平成15年7月に旧豊浦町と、平成17年5月に旧紫雲寺町・旧加治川村と合併し、山から海までの豊かで多彩な地域資源を有する人口10万人の県北地方の中心都市となった。同時に、使用料においては、合併市町村間の使用料の額・料金体系・減免制度等の違いが問題として発生している。

また、使用料の額は、市内や近隣自治体の類似施設の使用料を参考として、均衡を図りながら定められたものが多く、算定の根拠が統一的に整理されているとは言い難い一面もあった。

そこで、算定についての説明責任の観点から、市民の理解と納得を得るため『算定方法の明確化（ルール化）』に努める。

見直しにあたっては、本見直しを好機と捉え、使用料の額のみならず、維持管理費用の削減、とりわけ、利便性・稼働率の向上等の施設運営に努めなければならない。

また、指定管理者制度を導入している施設に対しては、行政の責任として、利便性を図るため、できる限りの条件整備を行い、サービス向上の取組みを支援する。

なお、本見直しについては、平成18年3月に策定した行政改革推進計画（後期計画）に、「公共施設使用料の見直し」の取組み項目として掲載している。

<sup>注1</sup> 公の施設：住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設（地方自治法第244条）で、庁舎や研究機関など住民の利用に供することを目的としない施設は含まれない。

<sup>注2</sup> 使用料：地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、その利用者又は利用者から徴収する金銭のこと（地方自治法第225条）で、道路・河川等の占用料、幼稚園・保育園の保育料、公営住宅使用料、下水道使用料、公民館・体育施設等の使用料がある。

## 2 見直しの基本的な考え方

### (1) 見直しにあたって

使用料の見直しにあたって、市民に理解と納得を得ながら、応分の負担を求めするためには、原価の基礎となる費用の削減、使用料収入の基礎となる稼働率の向上に最大限努めた上で見直すことが大前提となる。

#### 費用の削減（効率的な施設運営）

本見直しでは、効率的な施設運営の下における適正な原価が基礎となる。非効率な施設運営によって生ずる費用が原価に含まれ、使用料に転嫁されることがないようにしなければならない。

なお、各施設では、指定管理者制度の導入、入札制度改革、長期継続契約の実施、契約事務の改善、委託料見直し等により費用の削減に鋭意努めているところである。稼働率の向上（市の経営努力）

使用料収入は、通常「単価（使用料）×数量（利用件数、稼働率）」で求められるが、使用料収入確保のためには、市民サービスの向上と、それによる稼働率の向上に努めた上で、使用料単価の見直しを行わなければならない。

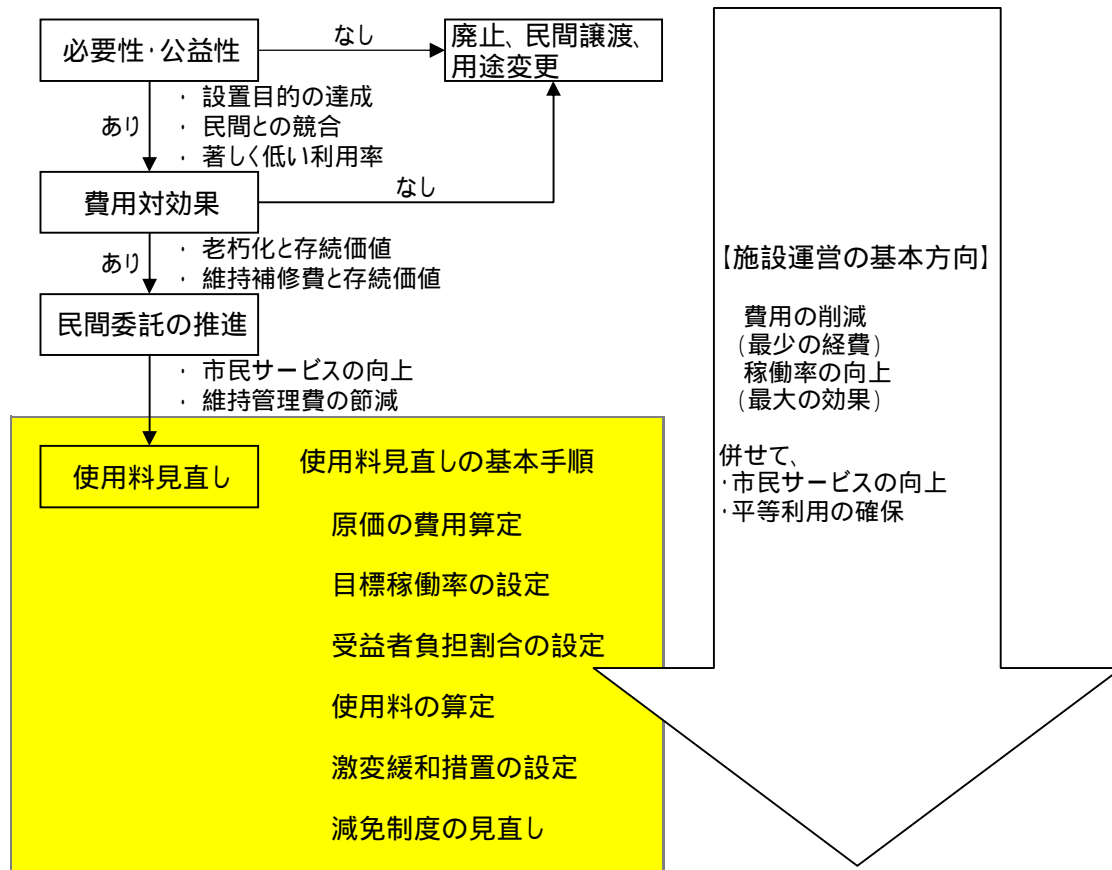
なお、各施設では、指定管理者制度の導入、利用料金制の導入、自主事業の開催、利用促進のPR等により稼働率の向上に鋭意努めているところである。

### (2) 使用料見直しの基本的な流れ

使用料見直しは、基本的に 原価の費用算定 目標稼働率の設定 受益者負担割合の設定 使用料の算定 激変緩和措置の設定 減免制度の見直し の流れで行う。

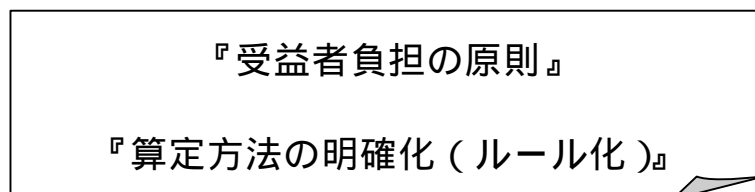
ただし、公の施設そのものの見直しとしては、必要性・公益性、費用対効果の検証による存続、廃止等の抜本的な見直しもあるが、本見直しでは、使用料にポイントを絞る。

詳細な見直し作業の流れについては、【別表1】「施設使用料見直し作業フロー」を参照。



(3) 見直しの基本的な考え方

見直しの基本的な考え方を「受益者負担の原則」、「算定方法の明確化(ルール化)」とする。



『受益者負担の原則』

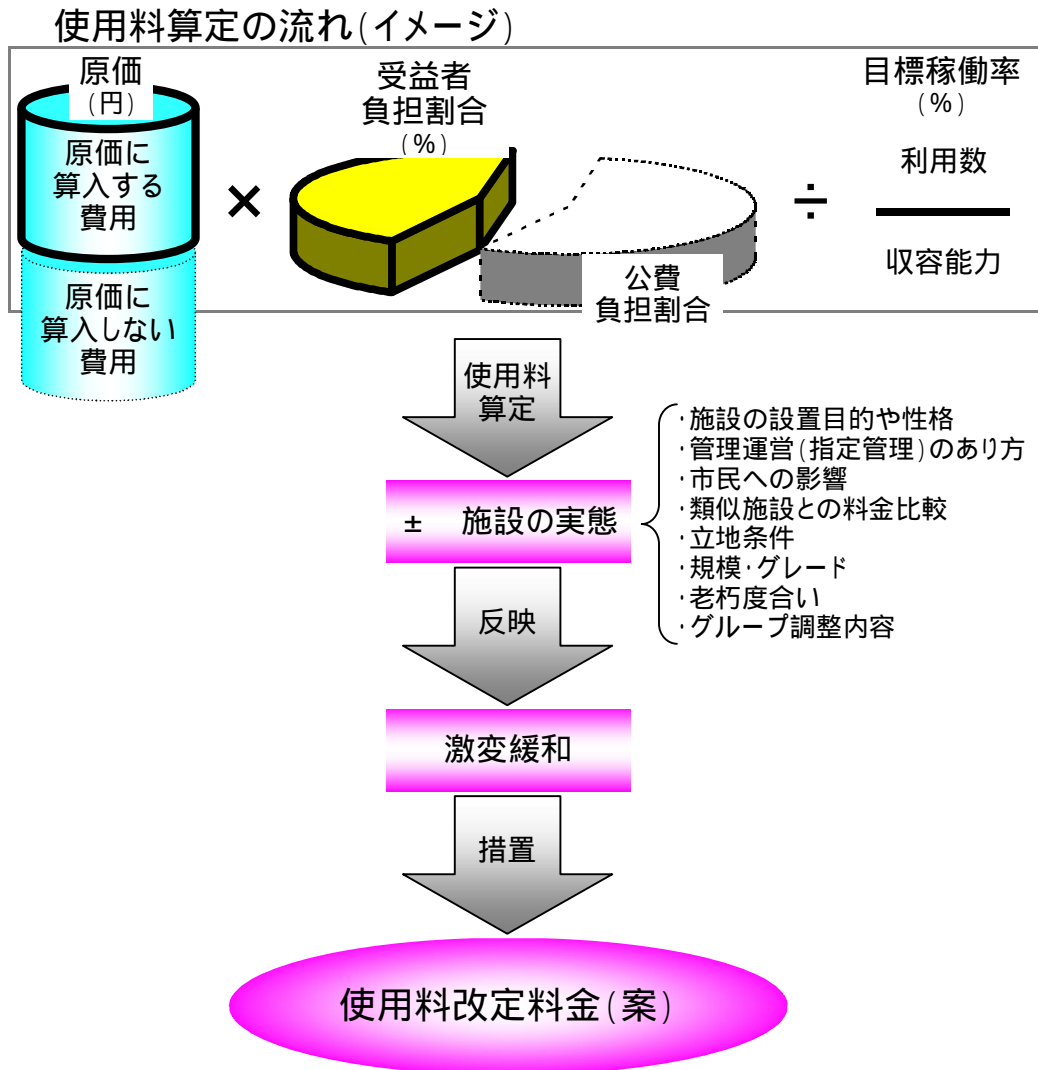
「行政が提供するサービスを特定の者が利用して利益を受ける場合、そのサービスにかかる費用は、利益を受けた者が負担する。」という考え方である。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性・公正性を確保するため、利用者に応分の負担を求める。

『算定方法の明確化(ルール化)』

市が利用者に応分の負担を求めるためには、使用料算定の積算について明らかにし、市民に分かりやすく説明できなければならない。

積算根拠の明確化に向けて、原価のあり方や負担割合等の基本的な考え方を整理する。



(4) 見直し作業スケジュール

見直し作業スケジュールについては、【別表2】「施設使用料見直し作業スケジュール」を参照。

(5) 定期的な見直し

社会情勢の変化や実勢に適応した使用料とするため、原則5年ごとに定期的な見直しを行う。

なお、次期見直し作業を円滑に行えるよう、必要な情報を毎年度整理し、管理する。

(6) 指定管理者と見直し作業スケジュール

今回の見直し作業スケジュールは、【別表2】「施設使用料見直し作業スケジュール」のとおりであり、かつ、原則5年ごとに定期的な見直しを行うこととしているが、指定管理者で利用料金制を導入している施設の使用料を改定する場合は、契約期間に配慮する。

## 3 見直し対象施設

### (1) 見直し対象施設

使用料には、道路・河川等の占用料、幼稚園・保育園の保育料、市営住宅使用料、下水道使用料、公民館・体育施設等の使用料があるが、そのうち施設使用料を中心に見直しを図る。

個別の見直し対象施設については、【別表3】「施設使用料見直し 施設一覧表」を参照。

### (2) 見直し対象外施設

個々の使用料の中には、本見直しになじまないものや、他の基準等により料金・算定方法が定められているものなどがあり、本方針によらないことが適当な場合は、見直し対象から除外する。

ア 施設の使用ではなく、サービスに対する対価の主なもの

高齢者サービス、幼稚園、保育園、児童クラブ

イ 市以外の財産の管理に関する主なもの

湯の平山荘（新潟県）新発田城表門・旧二の丸隅櫓（文部科学省）

ウ 使用ではなく、占用に関する主なもの

行政財産の目的外使用、道路、河川、公園、駐輪場・駐車場

エ 使用ではなく、賃貸に関する主なもの

おやすみ処、ガラス展示館

オ 他の基準により料金が定められている主なもの

市営住宅、下水道、有機資源センター

カ 条例に料金の規定がない主なもの

コミュニティセンター、ふれあいセンター桜館、カリオン文化館、カリオンホール

キ 利用者が特定している主なもの

共同作業場、市営住宅集会所、米倉・松浦農村環境改善センター、宮古木コミュニティセンター、農村婦人の家

## 4 見直し作業グループ

### (1) 同種・類似施設ごとのグループによる見直し作業

同種・類似施設内の使用料等の秩序ある調整を図るため、原価を踏まえた見直し作業をグループごとに行う。

なお、説明責任の観点から、使用料の決定にあたっては、グループ内の調整内容や方法を明確にし、市民の理解・納得を得られるよう進めなければならない。

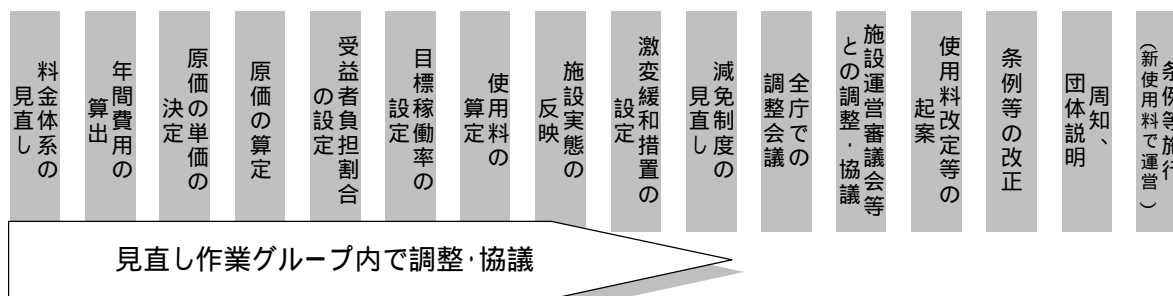
### (2) 見直し作業グループの区分

同種・類似施設ごとのグループの区分にあたっては、見直し対象施設、施設の性質別分類（必需性 選択性、公益性 私益性）、施設の性格（設置目的、専用使用・個人使用の別、有料・無料の別等）、原価の単位（㎡時間、時間、件）等を考慮し、17グループに区分する。

見直し作業グループについては、【別表4】「施設使用料見直し作業グループ」及び【別表3】「施設使用料見直し 施設一覧表」を参照。

### (3) 見直し作業の流れと見直し作業グループ

見直し作業全体の流れは概ね「料金体系の見直し」から「条例等施行」までとなるが、同種・類似施設ごとのグループ内での調整・協議は、「料金体系の見直し」から「減免制度の見直し」までとなる。



詳細な見直し作業の流れについては、【別表1】「施設使用料見直し作業フロー」を参照。



## 5 料金体系の見直し

### (1) 料金体系の統一化と簡素化

現行使用料の料金体系が複雑かつ多様なことから、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい料金体系とするため、料金体系の統一化、簡素化を図る。

料金体系の統一化には、見直し作業グループ内での料金体系の統一化 同一料金体系内での取扱い等の統一化 がある。

料金体系の簡素化には、料金体系の種類簡素化 料金体系内の料金区分の簡素化 がある。

### (2) 料金体系の種類ごとの視点

#### 市外料金

原則、市外利用にかかる必要経費に対しては、公費（税金）負担をせず、その際の使用料収入で賄う（受益者負担割合100%）。ただし、料金設定にあたっては、近隣市町村の施設相互利用の取扱いについて留意する。

また、入館施設等の個人使用を除き、原則、割増加算方式に統一する。

なお、観光関連施設のように、当初から市外利用を想定している施設は、市外料金の必要性を精査の上、料金体系を決定する。

#### 対象

入館施設等の個人使用については、減免制度の考え方を踏まえ、子育て支援、高齢者・障害者福祉、教育目的等に対する施策上の配慮の観点から見直しを図る。

#### 冷暖房等

原則、冷暖房料金は割増加算方式に統一する。

割増率の設定にあたっては、冷暖房の使用期間と未使用期間の光熱水費や燃料費の増加割合等、実態に即した割増率とする。

#### 営利目的等

原則、営利目的使用にかかる必要経費に対しては、公費（税金）負担をせず、その際の使用料収入で賄う（受益者負担割合100%）。

併せて、入場料を徴収する場合の料金や、アマチュアスポーツ以外に使用する場合の料金についても、同様の視点で見直しを図る。

#### 時間帯区分等

料金単位には、時間数、時間帯、1回あたり等があるが、利便性や管理面等から長所・短所を検証し、各施設の利用形態との適合性を踏まえ、見直しを図る。

時間帯区分の料金は、「午前 午後（安価） < 夜間（高価）」、「短時間利用（高価） > 長時間連続利用（安価）」の法則による料金設定が顕著に見られるが、この料金設定の必要性、妥当性、有効性を検証し、各施設の利用形態との適合性等を踏まえ、見直しを図る。

併せて、曜日別の料金体系についても、同様の視点で見直しを図る。

## 6 原価の費用算定

### (1) 原価の構成要素

施設運営に要する費用は、次の図のように、「維持管理・貸出に要する費用（ランニングコスト）」、「事業等の費用」、「設置の費用（イニシャルコスト）」から構成されており、使用料の算定にあたっては、「維持管理・貸出に要する費用（ランニングコスト）」を原価の算入対象とする。

「事業等の費用」を施設の使用（貸出）の対価として、受益者に負担を求めるのは合理的ではないため、公費（税金）による負担の範囲とする。

「設置の費用（イニシャルコスト）」は、広く市民に利用の機会を提供するための費用と考え、公費（税金）による負担の範囲とする。

|                                   |             | 収入          | 支出  |                          |
|-----------------------------------|-------------|-------------|---|--------------------------|
| 実際の使用料収入<br><br>実際には公費(市費)で補填している | 受益者負担の範囲    | 通常料金の使用料収入  | <b>需用費</b><br>(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、130万円以下の修繕料等)<br><b>役務費</b><br>(通信運搬費、手数料、保険料等)<br><b>委託料</b><br>(施設維持管理委託料、施設管理運営委託料等)<br><b>使用料及び賃借料</b><br>(テレビ受信料、電柱電線共架料、機器リース料等)<br><b>原材料費</b><br>(施設の維持管理に要する原材料費)<br><b>備品購入費</b><br>(施設の維持管理運営に要する30万円以下の備品)<br><b>負担金、補助及び交付金</b><br>(河川清掃負担金等)<br><b>公課費</b><br>(施設の維持管理運営に要する自動車重量税等)<br><b>人件費</b><br>(施設の維持管理運営に要する正職員・臨時職員・パート・嘱託職員の人件費)<br><b>人件費</b><br>(施設の貸出に要する正職員・臨時職員・パート・嘱託職員の人件費) | 維持管理・貸出に要する費用(ランニングコスト)  |
|                                   |             | 減免適用後の使用料収入 |   |                          |
| 減免適用による未収入分                       |             |             |   |                          |
| 免除による未収入分                         |             |             |   |                          |
| 無料と規定している分                        |             |             |   |                          |
|                                   | 公費(市費)負担の範囲 | 税金          |   |                          |
|                                   | 公費(市費)負担の範囲 | 税金          | 利用促進等の事業運営に要する物件費<br>利用促進等の事業運営に要する人件費<br>その他<br>(委員会運営に要する報酬・費用弁償等)<br>用地取得費<br>建物建設費<br>(減価償却費含む)<br>130万円超の修繕料・工事請負費<br>30万円超の備品購入費  | 事業等の費用<br><br>(イニシャルコスト) |

## (2) 原価の算定

原価に算入する年間費用を算出し、それを基に原価を算定する。ただし、仮に、算出した年度が特異な年度であった場合、その原価も特異なものになってしまうことから、原価の算定にあたっては、複数年度の平均や実態に最も近い年度の費用を用いる。

原価は、「1㎡1時間あたりの原価」、「1時間あたりの原価」、「1件(1人1回等)あたりの原価」に大別される。

## ア 「1㎡1時間あたりの原価」の施設

「1㎡1時間あたりの原価」の施設は、貸館施設(専用使用)で、会議室、体育館、グラウンド、テニスコート等のように、貸し切りで使用するもの。

## 「1㎡1時間あたりの原価」の算定の基本的な方法

$$\frac{\text{原価に算入する年間費用}}{\text{(円)}} \div \frac{\text{貸出部分総面積}^*}{\text{(㎡)}} \div \frac{\text{年間使用可能時間}^*}{\text{(h)}}$$

\* 「貸出部分総面積」は、専ら貸出の用に供する面積で、賃貸部分や事業専用部分の面積を除外した面積を指す。

\* 「年間使用可能時間」は、時間帯区分(午前、午後、夜間)ごとの時間数の年間合計で、例えば、午前(9:00~12:00)3時間、午後(12:30~17:00)4.5時間、夜間(17:30~21:30)4時間の場合、3時間+4.5時間+4時間=11.5時間となる。

## イ 「1時間あたりの原価」の施設(屋外照明施設)

「1時間あたりの原価」の施設は、野球場、グラウンド、テニスコート等の照明施設。

## 「1時間あたりの原価」の算定の基本的な方法

$$\frac{\text{原価に算入する年間費用}}{\text{(円)}} \div \frac{\text{年間利用時間}^*}{\text{(h)}}$$

\* 「年間利用時間」は、1年間に該当施設が利用された延べ時間数の実績。

## ウ 「1件(1人1回等)あたりの原価」の施設

「1件(1人1回等)あたりの原価」の施設は、入館施設(個人使用)で、トレーニングルーム、ランニングレーン、入浴施設、資料館等のように、ある一定の部屋(区画)を不特定多数の個人が同時に使用するもの。

## 「1件(1人1回等)あたりの原価」の算定の基本的な方法

$$\frac{\text{原価に算入する年間費用}}{\text{(円)}} \div \frac{\text{年間使用可能件数}^*}{\text{(件)}}$$

\* 「年間使用可能件数」は、ウの対象施設が入館施設(個人使用)のため、施設の収容人員や定員を指し、例えば、年間開館日数×1日1回あたりの利用件数×1日あたりの回数を計算される。

エ 専用使用と個人使用の料金設定を併用している施設

陸上競技場、体育館、卓球練習場、プール等の中には、「1 m<sup>2</sup>1時間あたりの原価」の専用使用と、「1件(1人1回等)あたりの原価」の個人使用の料金設定を併用している施設がある。

この場合は、原価に算入する費用を、専用使用と個人使用に区分し、それぞれの費用を基に、(2)のアに従って「1 m<sup>2</sup>1時間あたりの原価」を、(2)のウに従って「1件(1人1回等)あたりの原価」を算定する。

## 7 施設ごとの公費負担割合と受益者負担割合

### (1) 性質別分類の基本的な考え方

市が設置した公の施設には、道路、公園等の市民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいものから、入浴施設や駐車場等のように特定の市民が利益を享受し、民間においても類似の施設が存在するものまで、多岐にわたっている。

このため、一律の受益者負担割合で料金を設定することは困難なことから、施設を性質別に分類し、その分類ごとに公費負担割合と受益者負担割合を設定する。

### (2) 性質別分類の基準

施設の設置目的や機能について、公共性の強さ、日常生活上の必要性、民間での提供の有無等の施設の性質により、2つの基準を組み合わせることで4つに分類する。

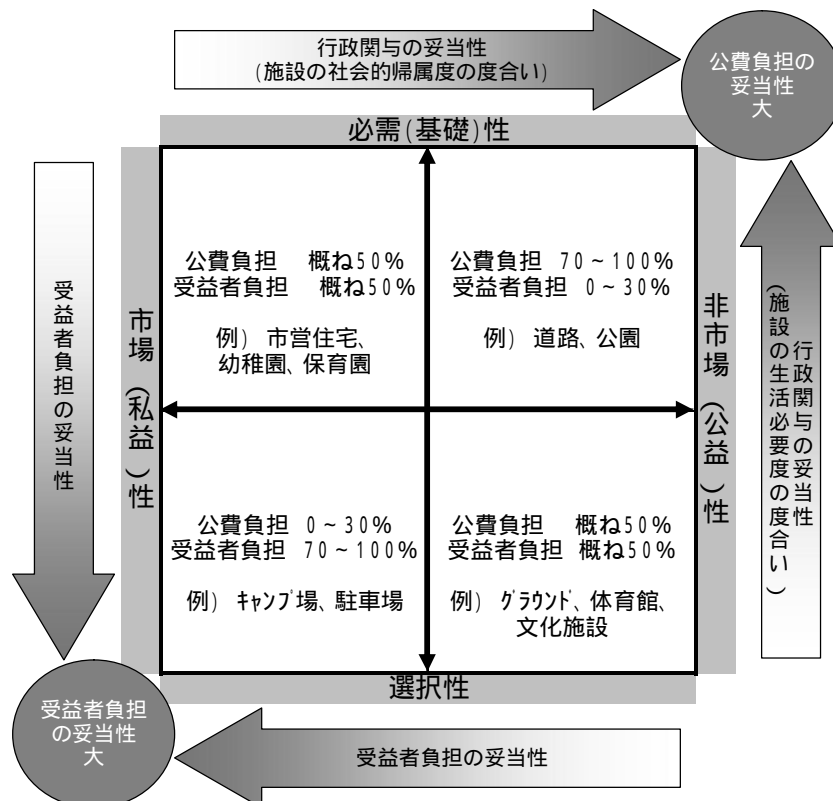
施設と日常生活の関係：施設が必需（基礎）的なものか、選択的なものか

- ◆ 基礎的施設・・・日常生活を送る上で、ほとんどの市民が必要とする施設
- ◆ 選択的施設・・・生活や余暇をより快適にしたいものとし、特定の市民の利益に供する施設

施設の市場性：施設の市場代替性があるか否か

- ◆ 市場的施設・・・民間でも供給されており、行政と民間とが競合する施設
- ◆ 非市場的施設・・・市場（民間）では提供されにくく、主として行政が提供する施設

この性質別分類を図化すると次のようになる。



- 分類** 必需（基礎）的で非市場的（公益）な施設  
日常生活を送る上で、ほとんどの市民が必要とする施設で、市場では提供されにくく、主として行政が提供する施設。
- 主に公費（税金）で負担する。市民全体で負担し合う。  
公費負担 70～100%                      受益者負担 0～30%  
例）道路、公園
- 分類** 必需（基礎）的で市場（私益）的な施設  
日常生活を送る上で、ほとんどの市民が必要とする施設で、民間でも提供されており、行政と民間が競合する施設。
- 公費（税金）と受益者（利用者）で概ね半々ずつ負担し合う。  
公費負担 概ね50%                      受益者負担 概ね50%  
例）市営住宅、幼稚園、保育園
- 分類** 選択的で非市場（公益）的な施設  
生活や余暇をより快適に潤いのあるものとし、特定の市民に利益を供する施設で、市場では提供されにくく、主として行政が提供する施設。
- 公費（税金）と受益者（利用者）で概ね半々ずつ負担し合う。  
公費負担 概ね50%                      受益者負担 概ね50%  
例）グラウンド、体育館、文化施設
- 分類** 選択的で市場（私益）的な施設  
生活や余暇をより快適に潤いのあるものとし、特定の市民に利益を供する施設で、民間でも提供されており、行政と民間が競合する施設。  
また、収益性があり、民間では必要経費の全部を料金収入で賄っている施設で、市の運営形態と民間の運営形態が同様のもの。
- 主に受益者（利用者）が負担する。  
公費負担 0～30%                      受益者負担 70～100%  
例）入浴施設、キャンプ場、駐車場

## (3) 性質別分類と負担割合の設定

性質別分類は、基本的に施設単位で行う。ただし、施設内の部屋等の性質が明らかに異なる場合は、部屋単位等で分類する。

施設の市場性(市場的施設 非市場的施設)の分類は、市場の範囲を原則市内とする。ただし、入浴施設やキャンプ場等のように、通常、想定される利用対象範囲が市内を超える施設は、より広域な範囲において民間サービスがあるかを検証し、分類する。

「(2) 性質別分類の基準」を踏まえながら、上記のとおり分類し、受益者負担割合を設定する。さらに、その受益者負担割合から、設置者(市)及び管理者(団体)が使用した割合を除外する。それは、設置者や管理者が使用した分を受益者に賄わせることが不適当だからである。

具体的な性質別分類と受益者負担割合については、【別表5】「施設使用料見直し施設性質別分類」及び【別表3】「施設使用料見直し施設一覧表」を参照。ただし、受益者負担割合は、設置者及び管理者の使用割合を除外する前の割合である。

## (4) 事業使用以外の貸館の取扱い

事業使用以外の貸館の利用者には、施設の性質別分類とは別に、実費相当分(変動費<sup>注1</sup>)の負担を求める。それは、施設の利用と無関係に発生する一定の費用である固定費<sup>注2</sup>を当該利用者に賄わせることが不適当だからである。

## 事業使用以外の貸館の対象施設

| 施設名  | 事業使用                                    |
|--|---|
| 加治駅前研修センター                                   | 学校教育課所管の「適応指導教室」として主に使用                 |
| 高齢者生きがいセンター                                  | 総合健康福祉センター所管の「ふれあいルーム」として主に使用           |
| 隣保館  | 施設の設置目的を達成するための事業に使用                    |
| 保健施設〔保健センター、中井・豊浦・加治川保健センター、健康プラザしうんじ(会議室等)〕 | 施設の設置目的を達成するための事業に使用                    |
| 幼稚園、小・中学校                                    | 学校教育                                    |
| 青少年健全育成センター                                  | 市内居住の青少年、青少年健全育成を推進する者、設置目的達成に相当と認められた者 |
| 泉地区世代交流センター                                  | 泉地区の子どもから高齢者までのコミュニティ活動                 |
| 寺町たまり駅                                       | 台輪の市内外への紹介、地域住民の交流及び観光客のおやすみ処としての活用(入館) |
| 五十公野御茶屋                                      | 貴重な文化遺産として保存、公開                         |

<sup>注1</sup> 変動費：施設の利用に比例して増加する経費で、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等)を指す。

<sup>注2</sup> 固定費：施設の利用と無関係に発生する一定の経費で、需用費以外のすべての経費(役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、人件費等)を指す。

## 8 使用料の算定方法

### (1) 使用料の算定

#### ア 「1㎡1時間あたりの原価」の施設

「1㎡1時間あたりの原価」の施設の使用料算定の基本的な方法

$$\frac{\text{原価} \times \text{部屋別面積} \times \text{料金体系別使用時間} \times \text{受益者負担割合}^*}{\text{目標稼働率}^*}$$

(円)                      (㎡)                      (h)                      (%)                      (%)

\* 「受益者負担割合」は、P11「7.施設ごとの公費負担割合と受益者負担割合」を参照。

\* 「目標稼働率」は、利用実績を考慮した使用見込みとして設定する。ただし、現状の稼働率が著しく低い施設や、利用実績に比して過小な設定となっている場合、稼働率の低さを受益者負担に転嫁することになるので、稼働率の向上という行政の経営努力を、併せて行う。

#### イ 「1時間あたりの原価」の施設（屋外照明施設）

「1時間あたりの原価」の施設の使用料算定の基本的な方法

$$\frac{\text{原価} \times \text{料金体系別使用時間} \times \text{受益者負担割合}^*}{\text{目標稼働率}^*}$$

(円)                      (h)                      (%)                      (%)

\*アの「受益者負担割合」の説明を参照。

#### ウ 「1件（1人1回等）あたりの原価」の施設

「1件（1人1回等）あたりの原価」の施設の使用料算定の基本的な方法

$$\frac{\text{原価} \times \text{受益者負担割合}^*}{\text{目標稼働率}^*}$$

(円)                      (%)                      (%)

\*アの「受益者負担割合」、「目標稼働率」の説明を参照。

#### エ 専用使用と個人使用の料金設定を併用している施設

専用使用と個人使用それぞれの原価を基に、(1)のイに従って専用使用の使用料を、(1)のウに従って個人使用の使用料を算定する。

### (2) 施設実態の使用料への反映

施設の設置目的や性格、管理運営（指定管理）のあり方、市民への影響、類似施設（市内、他市、民間）との料金比較、立地条件、規模・グレード、老朽度合い、見直し作業グループ内での調整・協議内容等を総合的に勘案し、使用料に反映する。

なお、説明責任の観点から、使用料の決定にあたっては、使用料への反映内容や根拠を明確にし、市民の理解・納得を得られるよう進めなければならない。



## 9 激変緩和措置

使用料の改定にあたっては、市民への影響に配慮し、急な値上げにならないよう激変緩和措置を講ずる。

- 現行使用料を無料から有料に改定するときは、原則、改定から1年間の周知期間を経た後、施行する。
- 算定した使用料が、現行使用料に比べ著しく高額で、市民、とりわけ、利用者に多大な影響が及ぶと判断されるときは、原則、改定から1年間の周知期間を経た後、施行する。

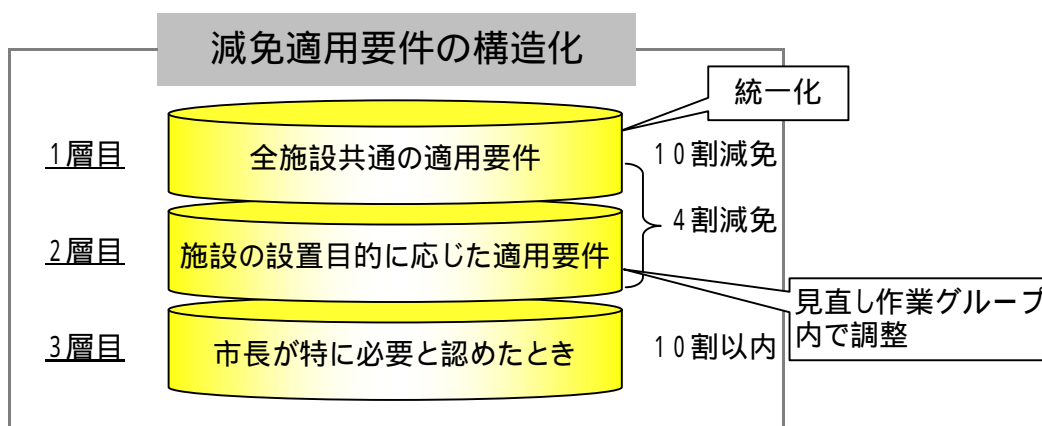
# 10 減免制度

## (1) 減免制度の基本的な考え方

減免制度については、「受益者負担の原則」を基本とし、あくまでも政策的で特例的な措置であることを再認識し、その適用は真にやむを得ないものに限定する。

併せて、社会的な負担の公平・公正の観点から、できる限り共通の対応となるよう、減免適用要件、減免割合等の基準の統一化を図る。

減免適用要件を構造化すると、「全施設共通の適用要件」、「施設の設置目的に応じた適用要件」、「市長が特に必要と認めたとき」の3層に区分でき、それぞれの階層ごとに見直しを図る。



## (2) 全施設共通の減免基準（1層目）

全施設共通の減免基準は、原則、次のとおり統一を図る。

### ア 団体に対する減免基準

| 減免適用要件(使用団体及び使用目的)      | 減免割合    |
|-------------------------|---------|
| 市が主催又は共催して、行政目的で使用するとき  | 10割(免除) |
| 当該施設の管理運営団体が公共目的で使用するとき | 10割(免除) |
| 市が後援して、使用するとき           | 4割(減額)  |

#### 市が主催又は共催して、行政目的で使用するとき

「市」には、地方公共団体である新発田市のほか、議会、教育委員会（市立の小・中学校）、行政委員会、保育園(所)、幼稚園、附属機関等を含む。

「共催」については、「新発田市の共催及び後援に関する事務取扱要綱」に基づき、共催する場合に限る。

「行政目的」とは、市の施策・事務事業を遂行するために、施設を使用する場合をいう。

当該施設の管理運営団体が公共目的で使用するとき

「管理運営団体」とは、指定管理者のように、施設の管理運営を受託している団体をいう。

「公共目的」とは、委託契約等に基づく管理運営団体の主催事業や、施設の管理運営に必要な活動全体をいう。

市が後援して、使用するとき

「後援」については、「新発田市の共催及び後援に関する事務取扱要綱」に基づき、後援する場合に限る。

## イ 個人に対する減免基準

入館施設等の個人に対する減免については、子育て支援（就学前の乳幼児）、高齢者・障害者福祉、教育目的（小・中学生）等の施策に配慮し、料金体系（料金区分）として見直しを図る。

## (3) 施設の設置目的に応じた減免基準（2層目）

施設の設置目的に応じた減免基準は、見直し作業グループ内で調整を図りながら、できる限り共通の対応となるように進める。

## ア 社会教育関係団体について

社会教育関係団体に係る減免は、団体そのものが要件となっているが、当該団体が施設の設置目的に合致した使用をした場合に限る。

減免割合は、原則4割とし、見直し作業グループ内で統一を図る。

併せて、「社会教育関係団体の認定に関する規程」について、あり方、目的、認定要件等を再検討する。

## イ 市内の私立の幼稚園、保育園(所)、高校、短期大学、大学等

市立の幼稚園、保育園(所)、小・中学校以外の市内の学校等（私立の幼稚園、保育園(所)、高校、短期大学、大学等）が教育目的で使用する場合は、まちづくり施策の推進の観点から、原則4割減免とする。

## ウ その他

見直し作業グループ等での調整・協議において、(3)のア、イ以外で共通の対応が望ましいとされた減免がある場合は、「施設の設置目的に応じた減免基準」として取扱うこととし、原則4割減免とする。

## (4) 「市長が特に必要と認めるとき」の適用（3層目）

「市長が特に必要と認めるとき」の適用については、一般的に不測の事態に対応するためのものであり、適用は真にやむを得ないものに限定するとともに、減免割合の規定は、「10割以内」とし、特定の割合に固定化しない。